

件名	教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例													
主管課	義務教育課													
根拠法令等	学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年6月27日公布、平成20年4月1日施行）													
【改正の概要】														
公立中学校への主幹教諭の導入														
学校教育法（昭和22年法律第26号）が改正され、平成20年4月1日から、小・中学校等に主幹教諭を置くことができることとなったため、所要の規定整備を行う。														
(1) 次の条例を適用する「教育職員」に、主幹教諭を加える。														
<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員の給与に関する条例 ・教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例 ・教育職員の給与等に関する特別措置条例 														
(2) 主幹教諭の職務の級を「特2級」として新設（教育職員の給与に関する条例）														
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>特2級 (追加)</td> <td>3級</td> <td>4級</td> </tr> <tr> <td>講師 助教諭等</td> <td>教諭</td> <td>主幹教諭</td> <td>教頭</td> <td>校長</td> </tr> </table>					1級	2級	特2級 (追加)	3級	4級	講師 助教諭等	教諭	主幹教諭	教頭	校長
1級	2級	特2級 (追加)	3級	4級										
講師 助教諭等	教諭	主幹教諭	教頭	校長										
(3) 主幹教諭を教職調整額の支給対象に追加（教育職員の給与等に関する特別措置条例） 主幹教諭は、教職調整額の支給対象とする。														
施行日	平成20年4月1日													
【その他参考事項】														
主幹教諭について														
1 職務内容														
各校務分掌の責任者として、教員の意見を総括し、管理職に対して意見を具申するとともに、教員に対して経営方針を徹底する。また、担当する校務分掌の状況を把握し、校務の進行、管理を行い、必要に応じて指示を行う。														
2 配置イメージ（1校に3人を配置する場合）														
校長	教頭	主幹教諭	（教務部）・・・教務主任・・・教員											
		主幹教諭	（生徒指導部）・・・生徒指導主事・・・教員											
		主幹教諭	（研修主任）・・・研修主任・・・教員											